

幼児教育・保育無償化にかかる施設等利用費の請求手続きについて

利用施設にお支払いになった保育料に相当する給付金を市から償還いたしますので、4か月ごとに、市へ請求手続きを行ってください。

<提出書類>

①	施設等利用費支給申請書 兼請求書（償還払い用）	ホームページからダウンロードしていただくか、幼児課窓口または各無償化対象施設にも用意がありますので、いずれかでご準備ください。 A. 預かり保育用（幼稚園・認定こども園等） B. 認可外・一時預かり・病児保育・ファミサポ用のいずれかの請求書を選択してください。 http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/ksodateoen/oshirase/yoji_free.html 
②	提供証明書	毎月、施設から発行されます。 大切に保管いただき、原本を添付してください。
③	領収証	※ご利用の施設によっては「領収証」ではなく、「明細書（無償化対象となる保育料の額が分かるもの）」と「通帳の写し（口座引き落とし額が分かるもの）」を提出いただく場合があります。 詳細は、各施設にお問合せください。
④	振込先口座の通帳の写し	初回および口座情報変更時のみ添付必須。

<申請書兼請求書の提出時期と保育料の返還時期について>

- 1) 4月～7月ご利用分 : 8月15日までに請求 ➡ 9月中にお支払い
2) 8月～11月ご利用分 : 12月15日までに請求 ➡ 1月中にお支払い
3) 12月～3月ご利用分 : 4月15日までに請求 ➡ 5月中にお支払い
※当日が休日の場合は、翌営業日締切です。

<申請書兼請求書および添付書類の提出先について>

認可保育施設・私立幼稚園をご利用の方 ➡ **ご利用の施設**に提出してください。

認可外保育施設をご利用の方 ➡ **市幼児課**に提出してください。（郵送可）※

※郵送の場合、**上記提出書類に加え、本人確認書類の写し**（免許証、パスポートなど、顔写真付きの公的機関が発行した物）を併せて同封してください。また、提出書類に不備等があれば、市幼児課までお越しいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※窓口で申請される場合は、申請書兼請求書の記載には押印が必要となりますので、必ず印鑑（シャチハタ不可）を持参してください。

お問合せ先

草津市 こども若者部 幼児課
〒525-8588 草津市草津三丁目 13-30（さわやか保健センター 2階）
TEL : 077-561-2365 / FAX : 077-561-6780
E-mail : yoji@city.kusatsu.lg.jp

Q&A

Q1 期限までに申請書兼請求書および各種証明書類の提出が間に合わなかった場合は、保育料は返還されないのでしょうか。

A1 利用対象月の期限に間に合わなかった場合は、次回の返還時期に返還いたしますので、次回の期限までに必要書類を提出してください。

Q2 給付対象となる保育料は、どのように計算すればいいですか。

A2 利用施設にお支払された保育料（月額）と給付金の月額上限額のいずれか低い金額が給付対象となります。

【例】預かり保育の場合

- ① 利用施設に支払った保育料：20,000 円
- ② 預かり保育の月額上限額：450 円×利用日数 20 日 = 9,000 円
- ③ 給付金額：①よりも②の方が低いので「9,000 円」となります。

【例】認可外保育の場合（3 歳児クラス在籍）

- ① 利用施設に支払った保育料：30,000 円
- ② 認可外保育の月額上限額：37,000 円
- ③ 給付金額：②よりも①の方が低いので「30,000 円」となります。

【各利用事業における月額上限額】

認定区分 利用事業区分	新2号認定 (3 歳児クラス以上)	新3号認定 (0～2 歳児クラス)
預かり保育事業	11,300 円	16,300 円
認可外保育、一時預かり、 病児保育、ファミサポ※	37,000 円 (11,300 円)	42,000 円

※認可外保育施設等の併用利用分が給付対象となる、私立幼稚園在籍の方の上限額は、
() 内の金額となります。

○月途中での認定開始・認定終了となる場合の月額上限額

（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、ファミサポをご利用の場合）

月途中からの認定 開始（転入など）	37,000 円 42,000 円	×認定日以降のその月の日数÷その月の日数
月途中での認定終 了（転出など）	37,000 円 42,000 円	×転出日までのその月の日数÷その月の日数